

第5章 総合戦略の指標と数値目標

分野別の総合戦略の指標と数値目標は次のとおりです。

(目標値については、毎年、検証と見直しを行っていきます)

島の未来は教育がつくる 〔ひと〕

【総合戦略】の指標と数値目標

KPI (重要業績評価指標)

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
学力向上の推進	P・T,地域の参加率向上のための協議回数	—	4回/年
食育の推進	親子でのお弁当づくりの実施回数	—	10回/年
平和学習	平和学習及び平和講和の実施回数	—	1回/年
社会教育	各字公民館の利用回数	—	80名/月
教育移住	教育移住及びコミュニティ・スクール導入に向けた協議回数	—	6回/年
地域文化の継承・発展	地域文化継承の取組み回数	—	2回/年

「女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島」 〔くらし〕

【総合戦略】の指標と数値目標

KPI (重要業績評価指標)

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
女性管理職の割合	役場、事業所・団体等の管理職	2名	8名
審議会等の女性登用率	審議会委員の女性登用率	10%	30%
保育士の配置	保育士(職員、任用等含む)	7名	8名
子どもの貧困対策支援員の配置	専門支援員数	0	1名
保健師の安定的確保	保健師人員数	2名	4名
介護福祉人材	新規配置要員	2名	4名

里山・里海を活用した産業が息づく島 〔産業〕
【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
村産業経済活性化協議会	「伊平屋村産業経済活性化協議会」の会議開催数	—	3回/年
ワーケーション	ワーケーションの受入れ人数	—	30人
起業件数	女性、若者、島外の方々による起業件数	—	10件
商品開発	商品開発や販売強化の支援・補助件数	—	5件
担い手確保	農林水産業の新たな担い手の人数	—	10名
観光コンテンツ	新規観光コンテンツの件数	—	5件
観光客	入域観光客数	13,409人	15,000人

安全・安心、快適な暮らしを支えるしまづくり 〔社会基盤〕
【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値地(令和8年度)
住宅の整備	村営住宅等の新規整備戸数	—	10戸
ICT講習会	講習会の開催回数	—	4回/年
住民との意見交換会	空港整備に係る住民との意見交換会の回数	—	2回/年

豊かな自然と歩み続ける島〔環 境〕
【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
環境学習会	環境学習を開催する	—	10回／年間
島の環境美化	環境保全活動へのボランティア参加	—	300人／年間
	山の整備	—	2回／年間
	地域の清掃	—	6回／年間
景観チェック	環境保全に関する協議会	—	4回／年間

共創・協働のむらづくり〔行財政〕
【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
移住定住	移住定住の相談件数	—	20件／年
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊の員数	—	5名
地域のリーダーの育成	「女性サロン」の開催	—	6回／年
	「若者未来会議」の開催	—	6回／年
	女性や若者の社会進出	—	女性議員2名 女性課長2名
情報発信力の強化	島外向け情報アクセス数	—	400回／年
	住民向け情報アクセス数	—	900回／年
区民活動の活性化	集落間の交流	—	4回／年
住民参画	ゆんたく会の実施(各集落)	2回／年	3回／年



第6章 計画実現のための推進方策

1 推進体制

本村では、多くの村民の皆さまと共に、本村が進むべき方向性を定めた「第5次伊平屋村総合計画・第2期伊平屋村総合戦略」を策定しました。この総合計画・総合戦略に沿ったむらづくりを進めることで、「輝く里山・里海 笑顔あふれる島人」を創り出し、「原風景と幸せが満ちた島 いへや」の実現を目指しています。

今後は、基本計画に掲げる施策ごとに、施策事業の進捗状況を把握・評価し、事業の取組の効果や成果を測るため、事業毎に設定した成果目標に対する実施結果（実績）から、「目標がどれだけ達成できたのか」・「どれだけ成果が出ているのか」などの観点で検証・評価を行います。検証・評価にあたっては外部の評価機関等の助言を得て実施します。

そこから得た結果を踏まえ、事業を展開するうえでの課題や方向性、方針を明確にすることで、今後の事業内容の改善等を行い、効果的・効率的な事業実施につなげていきます。なお、事業に対する評価については毎年度実施します。結果を「基本計画に係る実施状況の報告」として伊平屋村振興審議会及び村議会に報告し、村民に公表していきます。

2 村民と行政の共創・協働によるむらづくりの推進

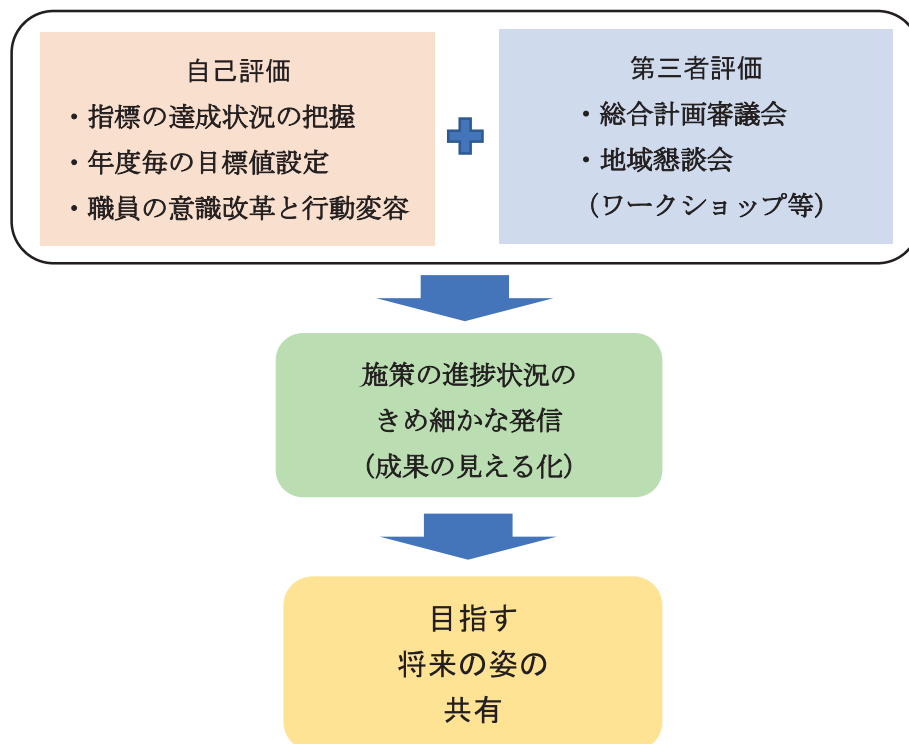
むらづくりにおいて、村民と行政の共創・協働を推進して、村民参加の機会をより拡充していくことは極めて重要であります。総合計画及び総合戦略は、行政と住民の共創・協働で実現するものであることから、地域懇談会やワークショップを通して施策の進捗状況のきめ細かな発信（成果の見える化）を図ります。村民と行政が、地域の課題等について意見交換を行うことにより、共通の認識を持ち、解決に向けて連携した取り組みの強化を図ります。そのため、村民が主体となって地域住民の想いやむらづくりの方向性を議論するワークショップ（ゆんたく会）を今後も継続するとともに、地域懇談会等住民との意見交換の場の開催などによって、村民とともにむらづくりを推進していきます。



ゆんたく会の様子

計画の進行管理

総合計画・総合戦略の実施計画に係る政策評価は、指標を掲げた施策・取組について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。

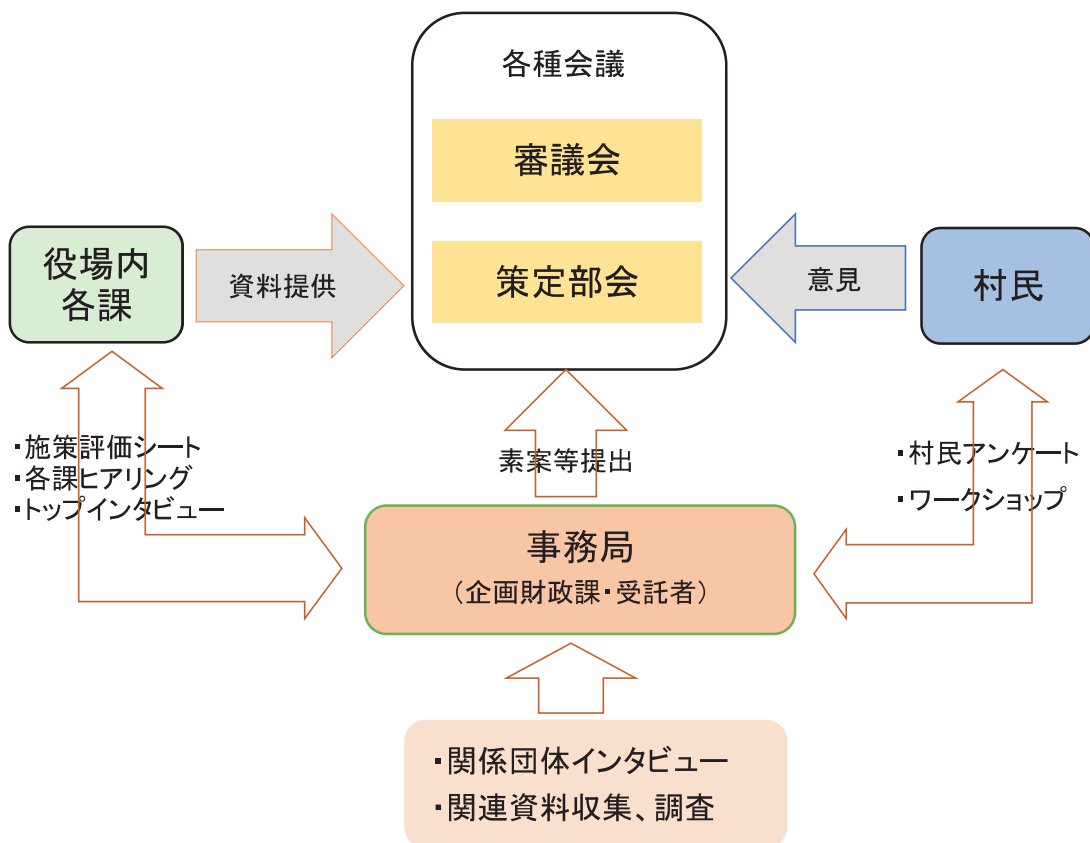


資料編

1. 策定体制

計画の策定にあたっては、策定部会及び審議会を組織し、検討を行った。
また、村民の意見を収集するため、アンケート調査及びワークショップ（ゆんたく会）を開催した。

策定体制図



2. 審議会委員名簿

NO	氏名	職名	
1	新垣 誠	会長	(学識経験者) 沖縄キリスト教学院大学教授(人文学部長)
2	金城 時正	副会長	副村長
3	与那覇 了	委員	教育長
4	倉科 和子	委員	(学識経験者) 独立行政法人国際協力機構沖縄所長
5	朝比奈 寛幸	委員	(学識経験者) 税理士 農業経営アドバイザー
6	石原 修	委員	(学識経験者) コープおきなわ まち・ひと・ものづくりサポーター
7	名嘉 丈祝	委員	(企画財政課長)
8	佐久川兼友	委員	(沖縄県農業協同組合伊平屋支店 支店長)
9	新垣 雅士	委員	(伊平屋村漁業協同組合 代表理事組合長)
10	真栄田 守	委員	(伊平屋村農業委員会 会長)
11	伊豆味 文徳	委員	(伊平屋村商工会 会長)
12	安里 充	委員	(伊平屋島観光協会 会長)
13	金城 信光	委員	(伊平屋村議会議長)
14	山内 進	委員	(伊平屋村区長会長)
15	前里 源徳	委員	(伊平屋村老人クラブ会長)
16	仲川 潤	委員	(伊平屋村青年会長)
17	是枝 麻紗美	委員	民芸作家

3. 策定の経緯

第5次伊平屋村総合計画および第2期伊平屋村総合戦略策定経緯

年月日		経緯
令和3 (2021)年	7月29日～ 7月30日	役場各課長ヒアリング
	9月1日～ 10月30日	村民アンケート 中学生アンケート
	10月15日～ 11月20日	出身者アンケート（郷友会）
	10月15日 10月19日～ 10月22日	第1回ワークショップ（ゆんたく会）
	11月18日	第1回審議会（諮問）
	12月6日～ 12月10日	第2回ワークショップ（ゆんたく会）
令和4 (2022)年	1月6日～ 1月7日	村長トップインタビュー 各課長ヒアリング 関連団体ヒアリング
	4月19日	第2回審議会
	5月25日	関係団体ヒアリング
	5月26日	役場各課長ヒアリング
	7月21日～ 7月22日	各部会（産業部会、島のくらし部会、島の振興開発部会）開催
	11月22日	第3回審議会
令和5 (2023)年	1月12日	第4回審議会

4. 条例規則

○伊平屋村振興審議会条例施行規則

平成 23 年 2 月 9 日
規則第 1 号

改正 平成 23 年 8 月 15 日規則第 2 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 この規則は伊平屋村振興審議会条例（平成 14 年条例第 14 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第 2 条 会長は、やむを得ない場合を除き、会議の 3 日前までに議案を添えて会議の日程及び場所を委員に報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第 3 条 会長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 所用により協議会に出席することができない委員は、代理の者を出席させることができる。

(会議録の作成)

第 4 条 会議録は、会議ごとに次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(答申書)

第 5 条 会長は、議決事項について速やかに文書をもって村長に答申するものとする。

(振興計画策定委員会)

第 6 条 審議会の所掌事務を円滑に処理するために、審議会の付属機関として、伊平屋村総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画策定事務等)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる計画を策定するための調査、研究、企画立案等の事務に当たる。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 実施計画

(委員会の構成)

第 8 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副村長、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、課(局・所)長及びその他村長が任命したものとする。

(委員長等の職務)

第 9 条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員長等の職務)

第 11 条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第 13 条 委員会の所掌事務を円滑に処理するために、委員会に以下の専門部会を置く。

- (1) 島の振興・開発部会
- (2) 島のくらし部会
- (3) 産業振興部会
- (4) 自治自立協働推進部会（削除）

2 専門部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 部会長は、必要と認めるときは、その他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、総合経営企画課で処理する。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 2 号）

この規則は、平成 23 年 8 月 15 日より施行する。

附 則（令和 3 年規則第 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

別表(第13条関係)

専門部会名	委員
島の振興・開発部会	農林水産課長(部会長) 建設課長(副部会長) 及び所属の関係室長、課長補佐、係長 級職員 村議会経済建設委員長 各種経済団体職員 一般公募委員 若干名
島のくらし部会	住民課長(部会長) 教育課長(副部会長) 保育所長 村社会福祉協議会事務局長 保健師 村校長会長 指導主事 村老人クラブ連合会長 総務課長補佐 消防団長 村議会総務文教民生委員長 一般公募委員 若干名
産業振興部会	農林水産課長(部会長) 総務課長(副部会長) 会計管理者 農業委員会事務局長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長 級職員 観光協会事務局長 JA 経済課長 伊平屋村漁業協同組合総務課長 伊平屋村商工会経営指導員 一般公募委員 若干名

5. 諮問・答申

諮問

伊総企第 2223 号
令和 3 年 11 月 18 日

伊平屋村総合計画審議会 殿

伊平屋村長 名嘉 律夫

第 5 次伊平屋村総合計画調査審議について（諮問）

伊平屋村振興審議会条例（昭和 47 年 10 月 22 日条例第 57 条、改正平成 27 年条例第 16 号）の 2 条により、第 5 次伊平屋村総合計画・第 2 期伊平屋村総合戦略に関し、下記理由により調査審議し、意見を具申することを求めます。

諮問理由

本村では、平成 24 年度に第 4 次伊平屋村総合計画を策定し、掲げた施策の実現のため様々な事業に取り組んで参りました。

また、平成 26 年度にまち・ひと・しごと創生法が施行され、それに基づき平成 27 年度に地方版総合戦略「第 1 期伊平屋村人口ビジョン・総合戦略」を策定いたしました。

両計画ともに令和 3 年度で最終年次を迎えるため、これまでの各施策の評価・検証を行い、残された課題や今後の施策の展開を検討し、本村の更なる発展と持続可能な村づくりに取り組んでいくため、第 5 次伊平屋村総合計画（基本構想「令和 4 年度から 10 年間」・前期基本計画「令和 4 年度から 5 年間」）、第 2 期伊平屋村総合戦略（令和 4 年から 5 年間）に関して諮問し、貴審議会の意見を求めるものであります。

答申

伊企財第 2337 号
令和 5 年 1 月 12 日

伊平屋村長 名嘉律夫 殿

伊平屋村総合計画審議会
会長 新垣 誠

第 5 次伊平屋村総合計画及び第 2 期伊平屋村総合戦略について（答申）

令和 3 年 11 月 18 日付伊総企第 2223 号にて諮問のあった「第 5 次伊平屋村総合計画（案）及び第 2 期伊平屋村総合戦略（案）」について、本審議会でも慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会の審議過程及び村民ワークショップ・各種ヒアリングなどを通して寄せられた意見を尊重するとともに、特に、下記の意見書に配慮されますよう要請いたします。

意見書

本計画を実現するため、下記の各施策の推進に努められるようお願いいたします。

1. 教育・文化・スポーツ

本村の未来を決めるのは「教育」であるをモットーに、将来を担う子ども達へ質の高い教育を施し、古より伝わる伝統文化を保存継承し、スポーツを通して村民の健康増進に資する施策の推進を図ること。

2. 自然環境・生活環境

本村の豊かな自然環境の保全とともに、生活環境に配慮した事業の推進を図ること。

3. 福祉

村民の福祉向上を図るための取り組み、高齢者・子育て世代への支援の充実を図ること。

4. 女性の地位向上

本村においては、昔ながらの男性優位の状況があり、必ずしも女性の幸せが実現しているとは言い難いことから、どこよりも女性が輝くむらづくりに取り組み、女性が住み続けたい村になるための施策の推進を図ること。

5. 社会基盤

村民の快適な生活環境を整えるために、社会基盤の施策を推進すること。

6. 産業

本村の基幹産業である農林水産業の振興発展のため、関係機関等と連携した施策の推進を図ること。

7. むらづくり

人口減少対策のため、様々な施策を展開し、移住・定住・交流を促進する取組みを推進しつつ、効率的な行財政運営を図ること。

基本構想で掲げた「輝く里山・里海 笑顔あふれる島人～原風景と幸せが満ちた島 いへや～」の理念のもと、村民と行政が共創・協働し活力ある村づくりを実現するよう、そして、本村がますます発展することを期待いたします。

第5次伊平屋村総合計画 第2期伊平屋村総合戦略

発行年月日：令和5（2023）年1月

発行者：沖縄県伊平屋村

編集：伊平屋村企画財政課

〒905-0703

沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地

電話：0980-46-2005 FAX：0980-46-2956

